装技振第１１０５７号
令和元年１２月２０日
装技振第５３０５号
一部改正　令和２年３月３１日
装技振第１１９５１号
一部改正　令和４年７月２５日
装技振第７８５４号
一部改正　令和７年４月１８日
装技振第６５８６号
一部改正　令和８年３月２７日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

知的財産管理ガイドラインについて（通知）

標記について、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：知的財産管理ガイドライン

知的財産管理ガイドライン

～技術基盤の強化、産業基盤の強靭化及び技術流出防止に向けて～

令和８年４月

目次

１　策定の背景と知的財産管理の目標 1
２　本ガイドラインの位置付け 2
３　用語の定義 2
４　知的財産制度の概要 5
５　本ガイドラインによる知的財産管理の対象範囲 8
６　知的財産管理の基本的な実施事項 8
（１）オープン＆クローズ戦略に基づく適切な知的財産の保護及び活用 9
ア　秘匿化 10
イ　権利を伴う公知化 11
ウ　権利を伴わない公知化 12
（２）知的財産権の官民の帰属の明確化 13
ア　官民の帰属の基本的な考え方 13
イ　官民の帰属の明確化のための実施事項 14
（ア）適切な契約条項の適用 14
（イ）知的財産権の官民の帰属の確認 15
ウ　官民の帰属の明確化についての各論 15
（ア）技術上の成果に係る特許等を受ける権利等の帰属の明確化 15
（イ）技術資料を利用及び処分する権利の帰属の明確化 16
（ウ）契約により作成されて提出された書類に係る著作権の帰属の明確化 17
（エ）契約により得られたプログラムに係る著作権の取扱いの明確化 18
（３）知的財産の再利用性の向上 18
ア　研究開発計画時から着手時の検討（適切な分類、保存期間の設定等） 18
イ　技術資料の効率的な管理 19
７　知的財産が発生する見込みの契約事業における段階ごとの実施事項 21
（１）事業計画段階（研究開発取得ロードマップ基礎資料策定時、装備品等研究開発見積り策定時、概算要求時等） 21
（２）事業着手時（実施計画策定・調達要求） 22
（３）事業実施中 22
（４）事業実施後 23
８　おわりに 23

１　策定の背景と知的財産管理の目標

イノベーションを巡るグローバルな競争が激化する中で、従来の自前主義に代わり、組織外の知識や技術を積極的に取り込むオープンイノベーションが重要視されるようになっている。防衛省を含む政府全体としてもオープンイノベーションを推進しており、統合イノベーション戦略２０１９（令和元年６月２１日閣議決定）や知的財産推進計画２０１９（２０１９年6月２１日知的財産戦略本部）では、オープンイノベーションに関する施策が掲げられている。その一方で、平成２８年度から５か年の科学技術基本計画（平成２８年１月２２日閣議決定）では、オープンイノベーションの深化に伴い、研究開発成果の権利化と秘匿化を適切に使い分けるオープン＆クローズ戦略等の知的財産戦略が重要となっている旨が指摘されている。

他方、防衛省における装備品等の研究開発等から得られる知的財産を取り巻く状況について言えば、かつては防衛省内及び国内防衛産業内での利用を主として想定し、管理を行ってきた。しかし、平成２６年４月に防衛装備移転三原則が策定されて以降、防衛装備の適切な海外移転が推進され、また、先端装備品の分野では、高性能化、高価格化が進んでおり、その開発・生産においては、各国が持つ高い技術力を活用しつつコストを抑制する国際共同研究開発が増加している。加えて、技術のボーダレス化、デュアルユース化の進展はめざましく、優れた装備品等の効率的な開発のために民生技術の積極的な活用（スピンオン）を行うとともに、民生分野への防衛技術の展開（スピンオフ）についても期待されている。

このように、近年の装備品等の研究開発等においては、技術上の成果の防衛省以外の者のための利用や、防衛産業以外の企業、ベンチャー企業やスタートアップ企業のような新興企業、研究機関、外国政府及び海外企業との協力によるオープンイノベーションの機会が増えていることから、これらを前提とした装備品等に係るより適切な知的財産管理が必要となっている。このような状況の変化を受けて、防衛技術戦略（平成２８年８月）では、「防衛装備移転を考慮した独自の知的財産管理を確立し、知的財産の活用を推進する」こと及び「オープン＆クローズ戦略」が可能になるよう、「適切な知的財産管理を可能とする制度や体制を整備する」ことが示された。さらに、平成３１年度以降に係る防衛計画の大綱（平成３０年１２月１８日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び中期防衛力整備計画（平成３１年度～平成３５年度）（平成３０年１２月１８日国家安全保障会議決定及び閣議決定）においても、海外移転に際して装備品等に係る重要技術の流出を防ぐために、知的財産管理の強化を進めることが示された。

優れた装備品等の創製には、技術基盤の強化、産業基盤の強靱化及び技術流出防止が基礎となる。これらを知的財産の観点から支え、官民含めた我が国全体としての利益を最大化させることを目標とし、知的財産管理を実施する。そのために、装備品等の研究

開発等の成果である知的財産を官民で適切に配分することとともに、防衛省と企業の保有する知的財産を明確に切り分けた上で相互の知的財産を尊重し、装備品等の海外移転の際の重要技術の流出防止を含め、知的財産を適切に取扱い、活用することを目指す。

なお、上述に引用した統合イノベーション戦略及び知的財産推進計画は、適宜改正が行われ、平成２８年度から５か年の科学技術基本計画は、令和２年に科学技術基本法が科学技術・イノベーション基本法へと法改正されたことを受け、科学技術・イノベーション基本計画に改められ、防衛大綱・中期防は、国家防衛戦略（令和４年１２月１６日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び防衛力整備計画（令和４年１２月１６日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に改められ、並びに、防衛技術戦略は、防衛大綱・中期防が改められたことを受け、防衛技術指針２０２３（令和５年６月）に改められた形となっているが、上記に述べた背景の趣旨は、引き継がれており、知的財産管理の目標も引き続き目指すべきものである。

２　本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、防衛省における装備品等の研究開発等に係る知的財産管理の重要性が高まる中で、技術基盤の強化、産業基盤の強靭化及び技術流出防止に向けて、知的財産管理の基本的な考え方や実施すべき事項をとりまとめて広く示すことにより、装備品等の研究開発等に携わる職員、装備品等の海外移転や契約実務に関わる職員を含め、職員一人一人が知的財産管理の意義を理解し、知的財産に対する防衛省全体の意識向上を図るものである。

３　用語の定義

本ガイドラインの用語の定義は以下のとおりである。

（１）研究開発等：研究、開発、改良、設計（設計変更含む）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。

なお、本定義における研究開発等には、以下のア及びイのものが含まれるが、これに限定されない。

ア　研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和４８年防衛庁訓令第４９号）第２条第１号から第３号で定義される契約により、防衛装備庁及び各幕・自衛隊で行われる装備品等の研究開発等。なお、同条第２号で定義される研究委託性のある請負契約には、例えば、新規に調達する装備品等（量産段階における初号機を含む。）や、調達実績がある場合で、仕様変更が生じる装備品等に係る製造請負契約及び役務請負契約、初度費が含まれる製造請負契約及び役務請負契約が含まれる。

イ　防衛装備庁及び各幕・自衛隊で行われる、契約によらない装備品等の研究開発等。

（２）発明等：発明、考案、意匠及びその創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置及びその創作、著作物及びその創作並びに技術資料及びその創作をいう。

（３）特許等を受ける権利：特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。

（４）特許権等：特許権、実用新案権、意匠権及び回路配置利用権（特許等を受ける権利を含む。）をいう。

（５）特許等の出願：特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願並びに回路配置利用権の設定登録の申請をいう。

（６）知的財産特約条項：研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第７２４３号。３１．３．２９）別紙２の知的財産の取扱いに関する特約条項をいう。

（７）知的財産に関する取扱いに係る契約条項：研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令第２条第１号に規定する研究委託契約に適用する契約条項、同条第３号に規定する試作契約に適用する契約条項、知的財産特約条項及び知的財産に関する取扱いについて同様の事項を定めたその他の契約条項をいう。

（８）日本版バイ・ドール制度：米国のバイ・ドール法を参考に、産業技術力強化法（平成１２年法律第４４号）第１７条において定められた制度をいう。以下の４つの条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている全ての委託研究開発に係る知的財産権（特許権その他の産業技術力強化法施行令（平成１２年政令第２０６号）第２条第１項で定める権利に限る。）について、受託者（企業等）に帰属させうることとするもの。

①研究成果が得られた場合には国に報告すること。

②国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償で国に実施許諾すること。

③当該知的財産権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。

④当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利の設定・移転の承諾に当たって、あらかじめ国の承認を受けること。

なお、防衛省においては、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和４８年防衛庁訓令第４

９号）により、知的財産権については日本版バイ・ドール制度を適用することができ、知的財産に関する取扱いに係る契約条項には、そのための定めが盛り込まれている。

（９）技術資料：技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。例えば装備品等の研究開発等に係る契約により契約相手方から提出された各種提出書類又は省内で作成された装備品等の研究開発等に係る各種資料等が含まれる。

（１０）技術資料を利用及び処分する権利：知的財産に関する取扱いに係る契約条項に基づき、契約書又は仕様書の定めるところにより契約相手方から提出された技術資料に含まれる技術上の成果を利用し、収益し、並びに処分する包括的権利をいう。なお、本ガイドラインでは、本権利は契約相手方との契約に基づいて法律上保護される利益に係る権利である点で、知的財産権の概念に含まれるものとする。

（１１）知的財産権：知的財産に係る権利で次に掲げるものをいう。

ア　特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」という。）並びに著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」という。）

イ　技術資料を利用及び処分する権利

（１２）バックグラウンド知的財産：知的財産に関する取扱いに係る契約条項に定められた契約相手方の固有の技術資料など、企業等が契約前から保有していた知的財産及び契約に係る事業の開始後に当該事業とは関係なく取得した知的財産をいう。

（１３）秘密：日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第２７条第１項に規定する装備品等秘密、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第２７号）第３条第１項に規定する重要経済安保情報並びに秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）第２条第１項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第２条第１項に規定する秘密をいう。

（１４）注意：取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについ

て（防防調第４６０８号。１９．４．２７）第１に規定する取扱い上の注意を要する文書等をいう。

（１５）保護すべき情報：装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第２項第１号に規定する保護すべき情報をいう。

（１６）秘密等：秘密、注意及び保護すべき情報をいう。

（１７）秘密等保全指定：対象とする情報が秘密等であることを官が指定することをいう。

（１８）発明保全指定：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第７０条第１項における「保全指定」をいう。

（１９）外国関係主体：研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第７２４３号。３１．３．２９）別紙２の知的財産の取扱いに関する特約条項第１条第７項に規定する外国関係主体をいう。

４　知的財産制度の概要

本ガイドラインで取り扱う主な知的財産権及び営業秘密の制度の概要について説明する（図１参照）。

（１）特許権（特許法（昭和３４年法律第１２１号））：自然法則を利用した技術的思想の創作のうちの高度なものである発明を独占的に実施することができる権利であり、存続期間は出願の日から原則として２０年をもって終了する。特許権の設定登録時及び出願から原則として１年６月後に公開される。

なお、日本の特許権は日本国内でのみ効力を有し、外国において保護を受けるには、それぞれの国ごとに特許権を取得する必要がある。これについては、（２）の実用新案権及び（３）の意匠権についても同じである。

（２）実用新案権（実用新案法（昭和３４年法律第１２３号））：物品の形状、構造又は組合せに係る考案を独占的に実施することができる権利であり、存続期間は出願の日から原則として１０年をもって終了する。特許庁による実体審査は行われずに権利化され、公開される。権利行使に当たっては特許庁から技術評価書を取得し、相手方に提示して警告しなければならず、権利行使後に実用新案権が無効となると相手方から損害賠償を請求されるおそれがある。

（３）意匠権（意匠法（昭和３４年法律第１２５号））：物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである意匠を独占的に実施することができる権利であり、存続期

間は出願の日から原則として２５年をもって終了する。

（４）回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号)）：半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置を用いて半導体集積回路を製造する行為並びに製造した半導体集積回路（当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。）を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為を行う権利であり、設定登録によって発生するものであり、存続期間は、設定登録の日から１０年である。ただし、その登録回路配置の利用が他人の特許発明又は登録実用新案の実施に当たるときは、業としてその登録回路配置を利用することができない。

（５）著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号)）：著作権には、著作者の権利と、著作物を「伝達する者」（実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者）に付与される著作隣接権があり、著作者の権利は著作者の人格的な利益を保護する「著作者人格権」と、財産的な利益を保護する「著作権（財産権)」の二つに分かれる。本ガイドラインでは著作者人格権及び著作権（財産権）を含む著作者の権利を対象とする。

著作権は、著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいい、プログラムも含まれる。）が創作された時点で自動的に権利が発生する。著作者人格権は、公表権（著作物を無断で公表されない権利)、氏名表示権（著作物に名前の表示を求める権利）及び同一性保持権（著作物を無断で改変されない権利）からなり、著作権（財産権）は、著作物の複製、翻訳、翻案、公衆への譲渡及び公衆送信等に関し、それぞれ独占的に行うことができる権利からなる。著作権（財産権）は譲渡の対象となるが、著作者人格権は著作者に一身専属し、譲渡できないため、契約において著作者人格権及び著作権（財産権）の取扱いについて定める際には留意が必要となる。著作権（財産権）の保護期間は、法人や団体が著作者の場合、公表後７０年又は創作後７０年をもって終了する。

特許権はアイデアを保護し、著作権は表現を保護している。このため、例えばある「薬」の製法について特許権が付与されている場合、その製法にしたがって、その薬を製造・販売すること（アイデアの利用）は特許権の侵害となるが、著作権の侵害とはならない。一方、その製法を書いた論文をコピーすること（表現の利用）は著作権の侵害となる。

（６）営業秘密（不正競争防止法（平成５年法律第４７号)）：秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものが営業秘密として定義され（同法第２条第６項)、

窃取等の不正な手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為等は営業秘密の侵害となる。特許法、実用新案法、意匠法及び著作権法は客体に権利を付与するという方法（権利創設）により知的財産の保護を図るのに対し、営業秘密を規定する同法においては、不正競争に該当する行為の規制（行為規制）により知的財産の保護を図るものである。

（７）技術資料：技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。具体的には契約を行った際に、仕様書上で規定されている設計計算書、製造図面等を表す。委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（平成２７年５月経済産業省）では、同等の意味として「ノウハウ」が規定されている。また、そのノウハウを使用する権利として、「ノウハウを使用する権利」が規定されている。技術資料は、それに表された技術上の成果から得られる知識が有用であることから、それを利用又は処分（売却を含む。）することにより利益が得られるため、技術資料に対しては、技術資料を利用及び処分する権利が与えられる。

なお、知的財産管理の実施に当たっては、知的財産に関する法制度が、産業、文化の発展や公正な競争の促進を目的としており、技術流出の防止等の安全保障への寄与を目的としていない点に留意が必要である。

法律と権利の名称		保護対象	保護の趣旨	目的	権利取得のための審査	権利期間	権利の性格
産業財産権法	特許法（特許権）	発明	創作の奨励	産業の発達	有り	出願から最長２０年	絶対的独占権（客観的内容を同じくするものに対して排他的に支配できる）
	実用新案法（実用新案権）	物品の構造・形状の考案	創作の奨励	産業の発達	無し	出願から最長１０年	
	意匠法（意匠権）	物品のデザイン	創作の奨励	産業の発達	有り	出願から最長２５年	
	商標法（商標権）	商品やサービスに使用するマーク	業務上の信用の維持	産業の発達	有り	登録から最長１０年（更新可）	
著作権法		思想・感情の創作的な表現	創作の奨励	文化の発展	無し（自動的に発生）	［著作権］原則として、創作から創作者の死後７０年	相対的独占権（他人が独自に創作したものには自分の権利は及ばない）
	著作権（財産権）	著作者の財産的利益（経済的に「損をしない」こと）を保護する権利（利用を許諾したり禁止する権利）					
	著作隣接権	著作物等を「伝達する者」（実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者）に付与される権利					
	著作者(実演家)人格権	著作者（実演家）の人格的利益（精神的に「傷つけられない」こと）を保護する権利（氏名表示権、同一性保持権等）					

法律	目的	知財法の種類	不正競争行為類型（一部）	説明
不正競争防止法	事業者間の公正な競争の促進	行為規制型	著名表示冒用行為	周知・著名な商標等の不正使用を規制
			周知表示混同惹起行為	
			形態模倣商品の提供行為	他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡する行為を規制
			営業秘密の侵害	ノウハウや顧客リストの登用など不正競争行為を規制

【図１】知的財産制度の概要（知的財産戦略本部知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会（第８回）（平成３０年９月１２日）資料１を基に作成）

５　本ガイドラインによる知的財産管理の対象範囲

本ガイドラインで知的財産管理の対象とする知的財産は、防衛省における装備品等の研究開発等から得られる発明等、著作物、研究開発等に関する試験結果、報告書、論文及び契約により納入された技術資料等に記載された「事業活動に有用な技術上の成果」であり、知的財産権として特許権等、著作権及び技術資料を利用及び処分する権利（３（１０）参照）とする。

６　知的財産管理の基本的な実施事項

防衛省におけるオープンイノベーションや装備品等の海外移転の促進等を踏まえ、知的財産の観点から技術基盤の強化、産業基盤の強靭化及び技術流出防止を支えるために、（１）オープン＆クローズ戦略に基づき適切に知的財産を保護及び活用するとともに、その前提にもなる（２）知的財産権の官民の帰属を明確に把握するための取組を推進する。また、既存の知的財産を効率的に活用して新たな知的財産を創造するために、（３）知的財産の再利用性を高めるための取組を行う。

以下、上記（１）から（３）を達成するために、知的財産を創出し又は契約相手方から納入を受けて活用する部署及び職員が、主体的に検討すべき事項について説明する。

（１）オープン＆クローズ戦略に基づく適切な知的財産の保護及び活用

オープン＆クローズ戦略とは、知的財産について適切な保護・流出防止や活用を行うことを目的とし、権利の開放を含め、知的財産を公知化した上で他者に積極的に利用させる「オープン戦略」と、秘匿化した上で官のためのみに利用する「クローズ戦略」とを知的財産の特性に応じて適切に使い分ける戦略をいう。

オープン＆クローズ戦略の実践に当たり、防衛省において想定される主な選択肢は、「秘匿化」、「権利を伴う公知化」及び「権利を伴わない公知化」の３つであり、対象となる技術や事業の特性を十分に検討した上で、ケースバイケースで最適なものを選択する。秘匿化は、技術流出防止の観点から技術を他者に知られないようにする措置が必要な場合に選択すべきである。ただし、必要性があると認めたときは、秘密等の保全に関する契約を締結するなど保全規則を遵守した上で、他者も利用できるようにする。また、令和６年５月より、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づき、特許出願非公開制度が開始された。特許出願しても、内閣総理大臣により発明保全指定がなされ出願公開されない場合が加わったことから、従来、特許出願を差し控えていた発明について、発明保全指定がなされる発明に該当する蓋然性が高く、発明保全指定された場合に、発明の実施、開示等に際し、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第７３条第１項に規定される許可その他必要な同法及び関連規則に基づく措置を要することが許容できる場合（契約相手方が出願人であるときは、契約相手方が発明保全指定を受けることを想定した出願を行うこと及び出願後に発明保全指定をする必要がない旨の通知を受けた際に出願を取り下げることに同意していることを条件とする。）は、特許出願非公開制度を用いた特許出願を行い、秘匿化を維持しつつ、契約相手方が出願人であるときは契約相手方に先願を確保させ、スピンオフの一助とする。ただし、秘密が含まれるものは、特許出願非公開制度を用いた特許出願を含め、特許等の出願を行わない。一方、「権利を伴う公知化」及び「権利を伴わない公知化」は、近年の技術のボーダレス化、デュアルユース化、オープンイノベーションの拡大や国際共同開発の拡大に鑑み、研究開発等を他機関、企業等との契約や協力により実施する場合に、技術流出の懸念がないことを確認できた場合に実施することができる。検討の際には、最初に秘匿化の是非について検討し、秘匿化しないことを選択したときに、権利を伴う公知化又は権利を伴わない公知化のいずれかを選択する、という手順で行うことが適切である。

以下、秘匿化、権利を伴う公知化及び権利を伴わない公知化について、それぞれ説明する。

ア　秘匿化

我が国が技術的に優越しており、他者が追随できない技術については、特許等の出願、著作物の創出や技術資料の作成後、公開されると、他国に流出し、優越性が損なわれてしまう。そのため、特許等の出願を行わずに、創出した著作物や作成した技術資料が公開されないよう秘匿化することにより、技術の優越性の確保に資することが基本である。ただし、特許出願非公開制度を用いた特許出願を行い、内閣総理大臣により発明保全指定がなされると、当該発明保全指定期間中は公開されないことから、従来、特許出願を差し控えていた発明について、発明保全指定がなされる発明に該当する蓋然性が高く、発明保全指定された場合に、発明の実施、開示等に際し、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第７３条第１項に規定される許可その他必要な同法及び関連規則に基づく措置を要することが許容できる場合（契約相手方が出願人であるときは、契約相手方が発明保全指定を受けることを想定した出願を行うこと及び出願後に発明保全指定をする必要がない旨の通知を受けた際に出願を取り下げることに同意していることを条件とする。）は、特許出願非公開制度を用いた特許出願を行い、秘匿化を維持しつつ、契約相手方が出願人であるときは契約相手方に先願を確保させ、スピンオフの一助とする。ただし、秘密が含まれるものは、特許出願非公開制度を用いた特許出願を含め、特許等の出願を行わない。秘密等については、国が管理することが原則であり、他者に利用させる場合は、その必要性について、防衛省の事業実施主体が他者と調整しつつ検討する必要がある。特に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、防衛省の所掌事務の遂行のため、他の手段がないことを整理する必要がある。その上で、必要性があると認めたときは、秘密等の保全に関する契約を締結するなど保全規則を遵守した上で、他者も利用できるようにする。

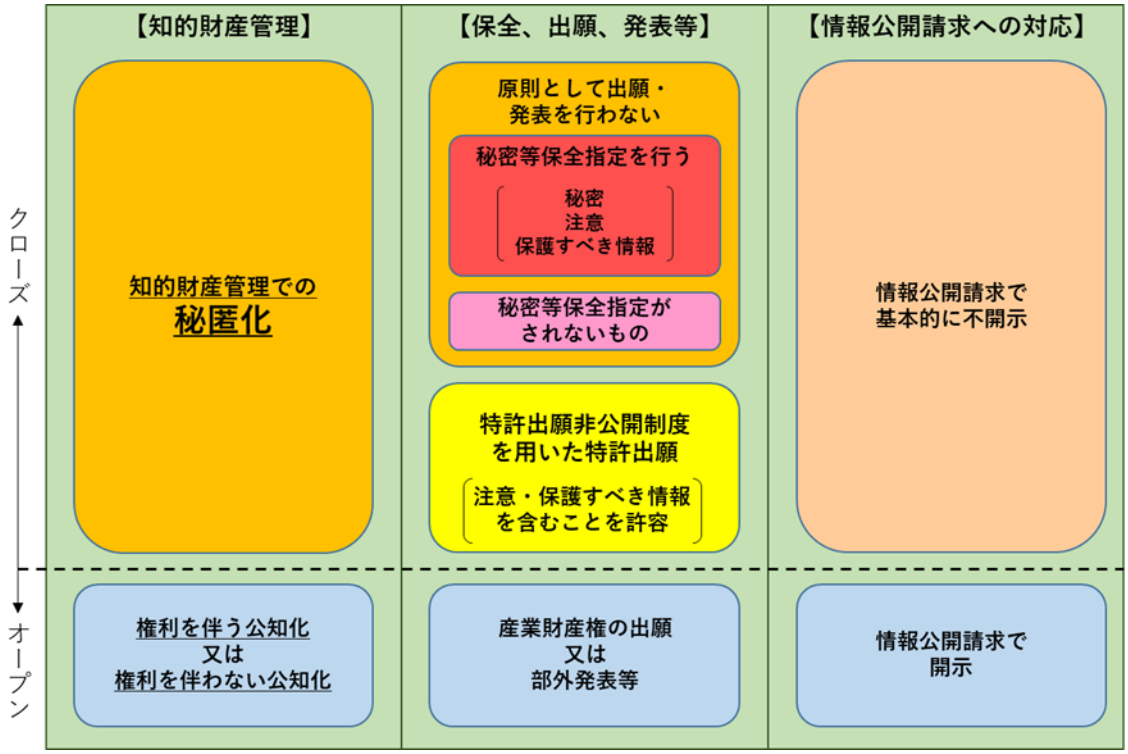
その他、設計ノウハウ、あるいは製造方法の発明等であって権利侵害の発見や立証が困難である等、特許出願後に公開されることによるデメリットしか見込めない場合には、秘匿化を選択すべきである。

上記については、「現有及び将来装備品等の機能、性能、構造、材質に係る情報」に該当するものであるが、上記以外のケースでもこのような情報が含まれる場合には、国の安全が阻害されるおそれがあるため、同様に秘匿化する必要がある場合がある（防衛装備庁における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準について（装官総第１７９号。２７．１０．１。以下「審査基準」という。）第４　５（６）を参照のこと。）。

また、契約相手方の独自技術などのバックグラウンド知的財産については、第三者に開示しないよう管理する必要がある（審査基準第３。）。

秘匿化する技術上の成果については、知的財産の再利用性向上の観点から、その内容について「（３）イ　技術資料の効率的な管理」における技術的な報告書等として取りまとめ、行政文書として関係する部署内で共有すべきである。

なお、秘匿化することを決定したものは、情報公開請求があった場合には、基本的に不開示となるものである。知的財産管理での秘匿化と、秘密等及び情報公開請求における取扱いとの関係について、図２に示す。



【図２】知的財産管理における秘匿化と保全及び情報公開請求との関係

イ　権利を伴う公知化

企業等との契約に基づく装備品等の研究開発等では、日本版バイ・ドール制度に基づき、研究開発等の技術上の成果から得られる発明等を知的財産権として権利化して契約相手方に帰属させることにより、契約相手方の研究開発活動に対するインセンティブを高めることができる。装備品等の研究開発等において、知的財産権を積極的に契約相手方に帰属させることにより、スピンオフ等を通じて民生技術においても広く活用させることが可能になり、産業基盤の強靭化にも寄与すると同時に、オープンイノベーションの促進につながり、技術基盤の強化をもたらし、官民含めた我が国全体としての利益の最大化につながることにも寄与する（ただし、アで示した情報については、防衛省の帰属とした場合は、防衛省において管理するべきであるが、必要性が

あると認めたときは、秘密等の保全に関する契約を締結し、保全規則を遵守した上で、契約相手方において管理する。)。

また、他者が防衛省と同様の研究開発を行っており、近接した特許権等を保有している場合に、防衛省においても権利を取得し、他者が権利を主張した際に対抗できるようにすることは、係争の回避に役立つものである。加えて、研究開発等の成果に係る技術が、その装備品等に必須のものである一方で、装備品等の外観等から当該技術等の内容が露呈し、他者が模倣可能である等、秘匿化することが困難な場合についても、知的財産権（技術資料に係るものを除く。）の取得により係争を回避することができる。

国際共同研究開発においては、その実施に当たって策定した合意に基づき、技術上の成果を権利として適切に共有し、必要に応じて特許等の出願を行う。

なお、特許等の取得に当たっては、特許等の出願をできるだけ早く行うため、その検討、書類作成及び必要な手続は、関係部署において速やかに進める必要がある。

また、企業等との契約や国際共同研究開発以外の事業で防衛省が職務発明、職務考案及び職務創作意匠として自発的に特許等の出願を行おうとする場合には、職務発明に関する訓令（昭和３９年防衛庁訓令第４６号）第６条第３項において、「当該職務発明について特許出願することが防衛省の業務上必要であるかどうかについて決定」と規定されている趣旨に鑑み、特許権等が必要である「防衛省の業務」をあらかじめ明確にした上で、特許権等として権利化された後は、必要であるとした「防衛省の業務」に当該特許権等が活用されるべきである。上述した、係争の可能性がある場合や、国際共同研究開発の場合は、「防衛省の業務」に特許権等が活用される例である。また、特許等の出願に伴う公開の是非についても慎重な判断が必要となる。

ウ　権利を伴わない公知化

秘密等に該当しない先進的な民生技術を取り入れるための基礎研究（例：安全保障技術研究推進制度による研究）等の成果においては、受託者の自由な判断により、知的財産権（技術資料に係るものを除く。）の権利化を伴わない論文発表や学会発表等により公知化することで、研究者同士の開かれた議論により、当該分野の技術の活性化と更なる優れた研究成果が期待できる。

なお、技術上の成果を特許等の出願の前に部外に発表する等して公知化した場合には、原則的に産業財産権を取得することができないことに留意する。

以上を踏まえて、オープン＆クローズ戦略の基本的な考え方を表１に示す。

【表１】オープン＆クローズ戦略の選択肢まとめ

<table>
<tr><th colspan="3">選択肢</th><th>対象技術の例</th><th>目的・効果</th></tr>
<tr><td rowspan="4">秘匿化</td><td rowspan="2">原則として出願・発表を行わない</td><td>秘密等保全指定を行う</td><td>秘密等に係る技術</td><td>秘密等は国が管理することが原則</td></tr>
<tr><td>秘密等保全指定がされないもの</td><td>装備品等に関して、我が国が技術的に優越しており、他者が追随できない技術</td><td>公開されると我が国の装備品等に係る技術的優越の確保を妨げる恐れ</td></tr>
<tr><td colspan="2">特許出願非公開制度を用いた特許出願
（注意・保護すべき情報を含むことを許容）</td><td>発明保全指定がなされる発明に該当する可能性の程度が高く、
当該発明の実施、開示等に際し、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に規定される許可その他必要な措置を要することが許容でき、
契約相手方※が発明保全指定を受けることを想定した出願を行うこと及び発明保全指定をする必要がない旨の通知を受けた際に出願を取り下げることに同意している技術</td><td>発明保全指定された場合には、非公開を維持しつつも、契約相手方※が先願の地位を確保でき、スピンオフの一助となり得ることから、防衛事業の魅力化につながる</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">権利を伴う公知化
（産業財産権の出願）</td><td>公開可能であって、契約相手方※から特許出願の要望がある技術</td><td>装備品等の研究開発等に対するインセンティブの付与やスピンオフ等を通じた防衛産業・技術基盤の強靭化</td></tr>
<tr><td>装備品等に用いられる他者の特許権等に近接した技術</td><td>他者の特許権等に対抗することで、装備品等の調達における係争を回避</td></tr>
<tr><td>装備品等の外観等から発明等の内容が露呈する等、秘匿できない技術</td><td>外観等から技術が露呈しても、権利化しておくことで、近接する技術の特許を根拠とした差止請求に対抗可能</td></tr>
<tr><td>国際共同研究開発における取決めに従って出願する、国際共同研究開発の成果に係る技術</td><td>国際共同研究開発における取決めに従って、国際共同研究開発の技術上の成果を共有</td></tr>
<tr><td colspan="3">権利を伴わない公知化
（部外発表等）</td><td>先進的な民生技術を取り入れるための基礎研究に係る技術</td><td>論文発表等により公開することで、技術開発を活性化し、研究開発を促進</td></tr>
</table>

※　日本版バイ・ドール制度により、新研究成果についての知的財産権を帰属させた契約相手方
（あくまで選択肢であり、ケースバイケースで判断すべきものである。）

（２）知的財産権の官民の帰属の明確化

装備品等の海外移転等に際して、防衛省、企業等を含めた知的財産権の権利関係を整理し、権利侵害が発生した際に適切に対応できるようにするとともに、国の財産を利用する場合は、財政法（昭和２２年法律第３４号）第９条に基づき国として適切な対価を得る必要があるが、そのためには知的財産権の官民の帰属を明らかにしておく必要がある。また、オープン＆クローズ戦略の実践に当たっては、知的財産権の官民の帰属の明確化が前提となる。

以下、知的財産権の官民の帰属の明確化を行うに当たっての考え方について説明する。

ア　官民の帰属の基本的な考え方

防衛省における装備品等の研究開発等から得られる知的財産については、契約終了後は防衛省で活用するものであり、国の費用支弁の対価として発生した財産となることから、財政法第９条の趣旨に鑑みて当該知的財産に係る知的財産権を防衛省の帰属とすることが原則である。ただし、知的財産権については、日本版バイ・ドール制度に基づく手続を行うことにより、契約相手方の帰属とすることができる。

なお、契約相手方に帰属させた知的財産権について、契約相手方が第三者に移転、公表又は実施許諾しようとする場合は、契約相手方より防衛省に事前に承認申請がなされる。防衛省の承認を要しない例外ケースも一部あるが、国外への技術流出防止の観点から、移転等を行おうとしている先の第三者が外国関係主体に該当する場合は、防衛省の事前承認が必ず必要である。

バックグラウンド知的財産については、契約により得られたものではないため、その知的財産権は、引き続き契約相手方の帰属となる。

一方、秘密等を含む知的財産に係る知的財産権を契約相手方に帰属させる際は、秘密等の保全に関する契約を必要とする。また、当該知的財産に特定秘密が含まれる場合、契約相手方は、適合事業者（特定秘密の保護に関する法律第５条第４項に規定される適合事業者をいう。）でなければならず、帰属させた知的財産権を第三者へ実施許諾するときの実施許諾先、専用実施権を設定するときの設定先及び移転するとなったときの移転先もまた適合事業者でなければならない。

また、保護すべき情報については、主たる契約の終了後も保有し続ける場合は、当該契約に基づいた保全措置が継続して適用される。他方、当該保護すべき情報を第三者に提供する場合は、防衛省の許可を受け、又は秘密保護契約を締結することで第三者への提供が可能である。

イ　官民の帰属の明確化のための実施事項

（ア）適切な契約条項の適用

研究委託契約及び試作契約では、契約に基づく事業で得られる知的財産権の官民の帰属を明確にするための定めが契約条項に盛り込まれている。しかし、製造請負契約や役務請負契約に適用される契約条項には定めがないため、これらの契約において、研究、開発、改良、設計（設計変更等含む）、試験、調査等、何らかの知的財産が発生する業務を仕様書で要求する研究委託と請負の混合契約となる場合には、仕様書作成時に知的財産特約条項の適用について検討する。

知的財産特約条項を付すことが適切と判断した際には、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令を仕様書に引用文書として記載する（研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第７２４３号。３１．３．２９）別紙１の「第３　「知的財産の取扱いに関する特約条項」の適用範囲及び仕様書等への引用」を参照のこと。）。知的財産特約条項が付されることにより、研究委託と請負の混合契約となる製造請負契約や役務請負契約であっても、日本版バイ・ドール制度を適用して、契約相手方に研究委託部分で生じた知的財産権を帰属させることができる。

（イ）知的財産権の官民の帰属の確認

知的財産権の帰属の判断において確認すべき観点は、オープン＆クローズの判断において確認すべき観点とは異なることから、知的財産権の帰属は、新研究成果の報告前であっても、契約相手方の要望に応じたタイミングで判断することが適切である。契約相手方からの日本版バイ・ドール制度に基づく手続に対しては、①申請されている技術の成果（知的財産）の範囲が新研究成果として適正であり、契約外の成果を含んでいないか、②申請にあるとおり特定の企業等（契約相手方）に新研究成果の知的財産権が帰属することにより、装備品等の調達、維持整備、研究開発等に支障を与える恐れがないか、③申請された技術資料に秘密等が含まれる場合、当該秘密等の区分に応じた、訓令等に基づく秘密等の伝達等に関する許可又は承認がなされているか、を確認し、それぞれ、①申請された知的財産の範囲が適切である、②支障がない、③適切な許可又は承認がなされている、場合には、契約相手方からの日本版バイ・ドール制度に基づく手続により、契約相手方に知的財産権を帰属させることができる。なお、契約相手方から新研究成果の報告（特約条項第２条第１項第１号）がなされるまで、上記①～③の点について適切である等の判断ができない場合は、当該新研究成果の報告がなされるまで回答を留保し、契約相手方から新研究成果の報告がなされた段階で、改めて判断を行う。

知的財産権の帰属について企業等と協議するに当たっては、知的財産権は企業等から見ても重要な財産であることを認識する必要がある。技術のデュアルユース化やボーダレス化の進展により、これまで防衛省と契約実績がない企業等が防衛分野に参入する蓋然性が高まっている中で、バックグラウンド知的財産を官帰属とすることを要求するなど、企業等が保有する知的財産権を不当に扱うことのないよう留意する。

ウ　官民の帰属の明確化についての各論

知的財産権の帰属を明確化するために実施すべき事項について、技術上の成果に係る特許等を受ける権利、官に提出される技術資料に係る権利及び著作権並びにプログラムに係る著作権のそれぞれに対して、以下説明する。

（ア）技術上の成果に係る特許等を受ける権利等の帰属の明確化

契約の履行により得られた技術上の成果に係る特許等を受ける権利等については、契約相手方からの日本版バイ・ドール制度に基づく手続により、契約相手方に知的財産権を帰属させることができると判断された場合は、契約相手方に帰属する。契約相手方の帰属とした場合には、官民の帰属や持分について合意する。特許庁に出願を行

うか否か、又は契約相手方の帰属とした場合は契約相手方による特許庁への出願又は設定登録の申請を承認するか否かの判断は、オープン＆クローズ戦略に基づき行う。発明保全指定がなされる発明に該当する蓋然性が高く、発明保全指定された場合に、発明の実施、開示等に際し、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第７３条第１項に規定される許可その他必要な同法及び関連規則に基づく措置を要することが許容でき、契約相手方が発明保全指定を受けることを想定した出願を行うこと及び出願後に発明保全指定をする必要がない旨の通知を受けた際に出願を取り下げることに同意している場合は、特許出願非公開制度を利用して出願を行う。出願を行う際に、官民の持分割合がある場合には、持分割合を明確に示して特許庁に出願を行う。

（イ）技術資料を利用及び処分する権利の帰属の明確化

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第２９１号。３０．８．８）では、企業等が技術資料等を利用して防衛省以外の者のために装備品等を開発し、製造し、又は販売する部外転用に際して、防衛省が保有する技術資料の企業等への開示申請に基づき、利用料を支払う旨の部外転用契約を締結することとしている。技術資料の内容についての利用及び処分に関する権利（３（１０）参照）の官民の帰属の明確化は、防衛省が保有している知的財産を確認する意味で非常に重要である。また、技術資料の内容について、第三者による無断利用が認められたときに、技術資料に係る権利の官民の帰属が明確でなければ、解決に向けた交渉や法的措置等に支障が生じるおそれがある点からも、帰属の明確化は重要である。

知的財産に関する取扱いに係る契約条項には、契約書又は仕様書の定めるところにより提出された技術資料を利用及び処分する権利は、知的財産特約条項第２条の規定を満たすことにより契約相手方に権利を帰属させることができ、官に提出された技術資料に含まれているバックグラウンド知的財産については、契約相手方が権利を持つことが定められている。企業等との契約に基づく研究開発等において、バックグラウンド知的財産が提供され、それが官に提出される技術資料に含まれる場合、官はバックグラウンド知的財産に適切な取扱い区分を付して管理するなど、第三者に漏洩しないように取り扱わなければならない。バックグラウンド知的財産を保護することは、官が実施する研究開発事業への企業等の参画や、参画した企業等の独自技術の官側への情報提供を促し、効率的な研究開発等につながるものである。

官側が権利を有する技術資料の範囲を確定するとともに、企業等のバックグラウンド知的財産を適切に取り扱うために、契約書又は仕様書の定めるところにより企業等

が官に提出する技術資料において、バックグラウンド知的財産に係る記載部分とそれ以外の記載部分とを明確に区別する必要がある。この区別は、バックグラウンド知的財産を保有する企業等が最もよく理解しているものであるから、知的財産に関する取扱いに係る契約条項では原則的には企業等が行うことを定めている。具体的には、契約により提出する技術資料等のバックグラウンド知的財産に相当する箇所に対して、資料単位、ページ単位又は段落単位等の適切な範囲で、該当箇所を囲う又は下線を引く等を行い、見やすい箇所にバックグラウンド知的財産である旨を表示する等によりラベリングを行う。あわせて、技術資料におけるバックグラウンド知的財産の記載箇所を一覧できるよう、企業等がリストを作成して提出するよう促す。企業等がラベリングしたバックグラウンド知的財産については、契約の履行の中で行われる技術審査、グループ会議等を活用して妥当性を確認する。

知的財産特約条項に従って、契約相手方に技術資料を利用及び処分する権利を帰属した場合は、契約相手方に留保することができる。特に秘密等保全指定された技術資料に関しては、契約が終了したものであってもその取扱い状況を防衛省が管理監督しなければならない対象であることから、秘密等の保全に関する契約を締結し、適切に留保し続ける必要がある。

（ウ）契約により作成されて提出された書類に係る著作権の帰属の明確化

著作権（財産権）については、研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについてにおける知的財産の取扱いに係る特約条項第２条の規定を満たすことにより契約相手方に権利を帰属させることができ、提出される書類に含まれる、契約相手方が契約外で独自に作成、取得した文書、図面、図表等の著作物（第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権（財産権）は特段の理由がない限り官帰属とはしない。提出される書類に含まれる文書、図面、図表等が契約の成果によるものなのか、契約相手方が独自に得たものであるかの区別についても、（イ）と同様に契約相手方がラベリングとリストの作成を行い、官側が内容の妥当性を技術審査、グループ会議等を活用して確認する。また、官側に提出されていない書類に係る著作権は、官側に帰属しないことは当然である。

著作者人格権は、提出された書類を作成した契約相手方に帰属し、官に譲渡することはできない。そのため、契約相手方による著作者人格権の行使により、官での技術資料の活用に支障をきたすことがないよう、契約相手方が著作者人格権を行使しないことを仕様書に定めている。

なお、提出される書類に係る著作権は、文書、図面、図表等の表現自体を対象とし、その文書、図面、図表等の複製、翻訳、翻案、公衆への譲渡及び公衆送信等に係る権

利であるのに対し、技術資料を利用及び処分する権利は、技術資料に含まれる技術上の成果である知識を対象とし、それを利用し、収益し、並びに処分する権利である点で、両者は区別される。

（エ）契約により得られたプログラムに係る著作権の取扱いの明確化

研究開発等の成果物にプログラムが含まれる契約により得られたプログラム著作権については、プログラムの契約に係る著作権の取扱いについて（装管調第２６９号。２７．１０．１）で規定するプログラムの著作権に関する特殊条項に定められており、契約の際に当該特殊条項が付されることとなる。この場合、プログラムに係る著作権（財産権）については、契約相手方が従来から権利を有していたもの並びにプログラム作成により新たに取得した同種プログラムに共通に利用されるノウハウ、ルーチン、サブルーチン及びモジュールに係る著作権を除き官に譲渡し、契約相手方は著作者人格権を行使しないこととされている。

（３）知的財産の再利用性の向上

防衛省における装備品等の研究開発等は、防衛省が単独で実施するものと企業等と契約して実施するものがあり、技術的分野についても幅広いものである。その結果得られる知的財産についても多岐にわたるが、それを網羅的に整理して保管し、必要なときにすぐに抽出できるように管理することが、じ後の研究開発等や装備品等の海外移転に際して再利用するために重要である。知的財産の管理について、装備品等を製造する企業等に過度に委ねることは、当該企業等が装備品等の製造から撤退したときに大きなリスクとなる。そのため、必要に応じて、防衛省が主体的に技術上の成果に係る知的財産を管理し、過去に得られた知的財産を速やかに参照し、利用できるようにすることで、その後の研究開発等についても効率的に行うことができる。特に秘密等保全指定された技術資料に関しては、当該撤退した企業等から別の企業等に当該知的財産を実施許諾、専用実施権の設定及び移転しようとした場合、その必要性の確認や特定秘密が含まれる場合は当該別の企業等が適合事業者であるか等の注意を要する。

知的財産の再利用性の向上のために実施を検討すべき事項は、以下のア及びイのとおりである。今後、さらに必要な事項について防衛装備庁技術戦略部技術振興官を中心に検討を行う。

ア　研究開発計画時から着手時の検討（適切な分類、保存期間の設定等）

研究開発事業の計画段階や着手時において、当該事業としてどのような知的財産の

取得を目指すのかをあらかじめ関係者間で認識を一致させておくことが望ましい。加えて、その知的財産について、事業終了後の管理方法の見通し（例えば、何をいつまで保存するのか、誰が管理所有するのか等）を立てておくことで、その後の適切な管理が可能となる。また、事業を実施するに当たり使用を予定している知的財産権、あるいは事業を実施するに当たり留意すべき第三者が保有する知的財産権を把握し、権利を侵害しないよう留意する。具体的には、それらを装備品等研究開発見積り、研究開発取得ロードマップ基礎資料、年度業務計画等の研究目標を定める文書に記載することが有効と考えられる。

数年にわたる複数の契約によって実施される研究試作や試作等の事業で得られる技術上の成果については、契約において官に提出される様々な設計計算書等の技術資料及び関連試験や製品試験等において取得した試験データといった形態で管理、保管され、さらに追記・改訂されることにより、現状では様々な版が混在している。そのため、研究開発等を実施する部署及び職員において、行政文書の管理の在り方と整合を取りつつ、将来の技術資料の再利用性という観点から、必要十分な文書について、「イ　技術資料の効率的な管理」の記載も参考にして、命名法の統制、インデックス付与といった方法等により適切に管理する。

イ　技術資料の効率的な管理

研究開発事業で得られる様々な技術資料を効率的かつ有効に管理する観点から、その内容に応じて、次表のとおり一次データ、技術的な報告書及び行政的な報告書の３つに区分して整理することができる。

【表２】再利用性向上のための情報の区分

区分	一次データ	技術的な報告書	行政的な報告書
概要	アイデアの走り書き 検討メモ 試験や実験で直接的に得られるもの	一次データを科学技術的な観点でまとめたもの （その分野の専門家であれば理解できる内容）	上位機関や他機関への成果の報告、評価、記録のための書類（一般にも理解できる内容）
一例	個人のノート 計測結果（生データ） 契約相手方との検討文書	契約で提出される設計書等 試験結果をまとめたもの 学術論文等	事業管理報告 技術管理報告 評価会議資料（成果報告）
共有範囲 （理解範囲）	個人あるいは限られたグループ	グループ構成メンバー、各研究所、各装備開発官及び艦船設計官	装備庁全体 装備庁以外の機関
情報量	大（膨大）	中	小
保管期間の目安	当該研究が終了するまで （技術的な報告書の妥当性を検証する場合には必要になることに注意）	関連する事業が行われている間又は装備品等の運用される期間（おおむね１０～３０年） 再利用性の点で、系統だった管理・保管が重要	事業の内容や成果についての記録としても重要なものであり、長期間の保存が基本
行政文書の該当性	△（組織的に用いるものは行政文書）	○	○ （出版物を除く）
再利用性	×	○	△ （作成の目的による）

一次データは研究ノート等として日々記録、蓄積されるべきものであり、量が膨大で玉石混交となるのが一般的である。したがって、直接的に再利用できるものではないが、技術的な報告書の妥当性を検証するために、丁寧な記載を心掛けつつ適切に整理して研究開発等が終了するまで確実に保管すべきである。一次データを共有すべき範囲は狭く、行政文書として組織的に管理することよりも、個人資料として管理することが適切なケースもあることに留意する。

なお、普段から研究ノート等に研究開発活動をこまめに記録して保管しておくことは、特に（１）アで秘匿化した結果、当該秘匿化した技術について他者が特許権を取得し、防衛省に対し権利主張した際に、その抗弁として防衛省が先使用による通常実施権（特許法第７９条等）を有することを立証することにも役立つものである。

技術的な報告書は、一次データを整理して作成、編纂し、技術上の成果をそれ以降の事業に反映できるよう取りまとめて、行政文書として管理及び保管するための資料であり、再利用の中心的な役割を果たすものである。契約により実施した研究開発等においては、提出される技術資料が該当するが、防衛省単独で実施した場合には、通

常は担当課室にて作成され、関係者間で共有されているものである。技術的な報告書は、一定の知識のある職員等が参照することで技術上の成果を再現可能となるように作成するとともに、系統立てて保管し、また、装備化後の海外への装備移転における再利用の可能性等も踏まえ、十分な期間保存することが、再利用性の向上のために重要である。

行政的な報告書は、上位者等への報告や評価等の作成目的に応じて簡潔なものとし、他の報告書と重複しないものとするべきである。

いずれの区分においても、年度ごとや試験ごとではなく、技術的に意味のある単位や事業の終了時点でまとめたものとすることで、必要情報が統合され、その後の活用がより容易になる（ただし、関連する他の規則により年度ごと等での作成が定められているものを除く。）。また、関係する他の技術資料と紐付けしておく、あるいは電子化してデータベース化を図ることも再利用性向上に資するものである。また、例えば、一つの事業であっても事業計画が（その１）、（その２）等に分かれる場合は、最終的な結果を取りまとめて作成して提出させることで、より効率的な技術情報の管理が可能になる。

なお、契約に基づき契約相手方から提出を義務付ける技術資料については、研究開発計画時から着手時において取得することを検討した技術上の成果に対して、漏れがないようにするとともに、必要十分なものに限定すべきである。特に、明らかに官側において確認あるいは保有する必要のない内容を、契約相手方から提出させるべきではない。一方、技術資料の提出を受ける際には、契約により得られた技術上の成果を十分に把握し、それが技術資料として漏れなく記載されていることを確認する必要がある。

７　知的財産が発生する見込みの契約事業における段階ごとの実施事項

これまで述べた事項を契約事業において実践するために、事業を実施する部署及び職員が段階ごとに留意すべき事項について、以下解説する。

（１）事業計画段階（研究開発取得ロードマップ基礎資料策定時、装備品等研究開発見積り策定時、概算要求時等）

・研究目標や技術的課題から、どのような知的財産の取得を目指すのかをあらかじめ検討する。

・事業を実施するに当たり使用を予定している知的財産権、あるいは事業を実施するに当たり留意すべき第三者が保有する知的財産権を把握し、権利を侵害しないよう留意する。当該知的財産権の把握には、ＲＦＩ（Request For Information、情報

提供依頼)、ＲＦＴ（Request For Tender、情報提供企業の募集）の活用も検討する。

・過去に作成された関連する技術資料を確認し、可能であれば事業において再利用し、また、実施内容に過去との重複がないよう留意する。

（２）事業着手時（年度業務計画策定時・調達要求）

・契約における知的財産の発生可能性、発生する場合のオープン＆クローズ戦略の観点を踏まえた取扱い及び事業終了後の管理方法の見通し（例えば何をいつまで保存するのか、だれが管理、所有するのか等）についてあらかじめ検討する。

・製造請負契約、役務請負契約に係る事業において、研究委託性のある部分から知的財産が生じる見込みがある場合には、仕様書を作成する際に引用文書として「研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和４８年防衛庁訓令第４９号)」を記載することにより、知的財産特約条項が付されるよう措置する（研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて別紙１の「第３　「知的財産の取扱いに関する特約条項」の適用範囲及び仕様書等への引用」を参照のこと。)。

・知的財産特約条項が付されていない請負契約である場合、技術資料におけるバックグラウンド知的財産の記載箇所を一覧できるよう、契約相手方がリストを作成して提出することを仕様書に定めることにより、知的財産の帰属を簡易に把握できるようにする。

・事前に契約に係る事業により得られる技術上の成果を想定し、その技術上の成果が提出書類として漏れなく官側に提出されるよう、提出書類の種類や提出書類に記載すべき事項について仕様書に必要十分に記載する。

（３）事業実施中

・研究開発等の成果を随時記録する（官の貢献度の立証、先使用権の確保を含む。)。

・提出される技術資料に、得られた技術上の成果が漏れなく記載されていることを確認する。

・契約相手方から日本版バイ・ドール制度の手続がなされた場合は、契約において発生する知的財産の官民の帰属を決定する（契約相手方から新研究成果の報告がなされるまで判断ができない場合は、当該新研究成果の報告がなされるまで回答を留保し、契約相手方から新研究成果の報告がなされた段階で、改めて判断を行う。)。

・契約において発生した知的財産のオープン化又はクローズ化について、関係部署と協議し判断する。

・契約相手方の作成する技術資料におけるバックグラウンド知的財産の記載箇所のリスト（知的財産管理報告書）の記載内容を確認し、必要により知的財産の官民の帰属について協議する。
・技術上の成果の再利用を考慮した特許等の出願、技術資料の作成を行う。
・特許等の出願については、できるだけ早く行う必要があるため、その検討、書類作成及び必要な手続について関係部署において速やかに行う。
・契約相手方が契約において発生した技術上の成果を無断で特許出願等していないことを、納入時等の事業の終盤に確認する。

（４）事業実施後

・再利用性を考慮し、技術的に意味のある単位や事業計画の終了時に、技術的な報告書を作成する。その際に、他の関連する技術資料との紐付けやインデックス付与、データベース化を検討する。
・契約相手方が契約において発生した技術上の成果を無断で特許出願等していないことを必要に応じて確認する。
・装備品等の海外移転や技術資料を再利用する際に、技術資料の内容についての利用及び処分に関する権利及び著作権（財産権）の官民の帰属や著作者人格権の取扱いに留意する。
・特に秘密等保全指定された技術資料に関しては、契約が終了したものであってもその取扱い状況を防衛省が管理監督しなければならない対象であることから、秘密等の保全に関する契約を締結して、適切に留保し続ける必要がある。

８　おわりに

実際の研究開発等の業務における知的財産管理は、それぞれの業務の内容や段階に応じて最適な形態が存在することから、本ガイドラインを参考としつつも、研究開発等を実施する部署及び職員において個々に判断する必要がある。特に「６（３）知的財産の再利用性の向上」及び「７　知的財産が発生する見込みの契約事業における段階ごとの実施事項」については、防衛装備庁で行われる研究開発活動を主眼として記載しているが、各幕・自衛隊においても、記載の趣旨を踏まえて適切に知的財産管理を行われたい。

また、適切な知的財産管理の在り方は、その時々の技術動向、諸外国との技術比較、契約の形態等、様々な要因によって変化し得るものである。場面ごとに最適な知的財産管理を行うためには、職員個人が日頃より知的財産に関する様々な情報収集や動向把握に努め、意識を高めていくことが求められる。

防衛省における装備品等の研究開発等に係る知的財産管理は、安全保障を目的として

いる点や、自ら使用する装備品等の研究開発等を企業等との契約により実施する点など、防衛省特有の前提条件の下で検討されるものである。そのため、参考として倣うべき他機関や企業等の事例は少ない。本ガイドラインは現時点での防衛省における知的財産管理の考え方を示すものの、今後も継続的な改善や状況の変化への対応が必要であり、それに応じて本ガイドラインも改訂していく（ただし、本ガイドラインで引用されている訓令等が改訂された場合には、最新のものに読み替えることとする。）。

知的財産について不明なことがあれば、防衛装備庁技術戦略部技術振興官付知的財産管理運営室まで尋ねられたい。

（以上）